


令和8年2月

狛江市議会第1回定例会提出議案

 東京都狛江市

提 出 議 案

	頁
1 報告第1号 令和7年度狛江市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて	-4-
2 議案第1号 令和7年度狛江市一般会計補正予算（第7号）	-16-
3 議案第2号 令和7年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	-37-
4 議案第3号 令和7年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	-47-
5 議案第4号 令和7年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第3号）	-56-
6 議案第5号 令和7年度狛江市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）	-60-
7 議案第6号 令和8年度狛江市一般会計予算	-68-
8 議案第7号 令和8年度狛江市国民健康保険特別会計予算	-69-
9 議案第8号 令和8年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算	-70-
10 議案第9号 令和8年度狛江市介護保険特別会計予算	-71-

11	議案第10号	令和8年度狛江市下水道事業会計予算	-72-
12	議案第11号	狛江市行政手続条例の一部を改正する条例	-73-
13	議案第12号	狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例	-76-
14	議案第13号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	-94-
15	議案第14号	狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	-96-
16	議案第15号	狛江市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	-99-
17	議案第16号	狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	-101-
18	議案第17号	狛江市介護保険条例の一部を改正する条例	-118-
19	議案第18号	狛江市下水道条例の一部を改正する条例	-126-
20	議案第19号	狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例	-134-
21	議案第20号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	-136-

報告第 1 号

令和 7 年度狛江市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、令和 8 年 1 月 20 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 20 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第 1 項の規定により、令和 7 年度狛江市一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 20 日

報告第1号別紙

令和7年度

狛江市一般会計補正予算(第6号)

令和7年度狛江市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度狛江市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50,043千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,518,971千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日専決

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
16. 都 支 出 金		6,658,585	50,043	6,708,628
	3. 委 託 金	338,170	50,043	388,213
歳 入 合 計		39,468,928	50,043	39,518,971

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総 務 費		5,489,004	50,043	5,539,047
	4. 選 挙 費	154,806	50,043	204,849
歳 出 合 計		39,468,928	50,043	39,518,971

狛江市一般会計補正予算(第6号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16. 都 支 出 金	6,658,585	50,043	6,708,628
歳 入 合 計	39,468,928	50,043	39,518,971

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2. 総 務 費	5,489,004	50,043	5,539,047	0	50,043	0	0	
歳 出 合 計	39,468,928	50,043	39,518,971	0	50,043	0	0	

2. 歳入

(款) 16. 都支出金

(項) 3. 委託金

日	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費委託金	千円 294,581	千円 50,043	千円 344,624	4. 選挙費委託金	千円 50,043	4. 衆議院議員選挙委託金
計	338,170	50,043	388,213			

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5. 衆議院議員選挙費	千円 0	千円 50,043	千円 50,043	千円	千円 50,043 948	千円	千円	千円		千円	
					千円 49,095						
									1. 報酬	5,313	1. 人件費 948
									3. 職員手当等	948	[職員課] 職員手当等 948
									7. 報償費	5,169	
									8. 旅費	5	
									1. 費用弁償	2	2. 衆議院議員選挙費 49,095
									2. 普通旅費	3	
									10. 需用費	3,476	[選挙管理委員会事務局] 報酬 5,313
									1. 消耗品費	1,073	投票管理者報酬 479
									2. 燃料費	6	17,100円×14人×2回
									4. 印刷製本費	690	投票立会人報酬 639
									6. 修繕料	1,707	15,200円×42人×1回
									11. 役務費	8,484	期日前投票管理者報酬 206
									1. 通信運搬費	4,271	17,100円×1人×12回
									3. 手数料	3,731	期日前投票立会人報酬 365
									6. 保険料	482	15,200円×2人×12回
									12. 委託料	23,936	開票管理者報酬 15
									13. 使用料及び賃借料	2,107	14,700円×1人×1回
									17. 備品購入費	605	開票立会人報酬 232
											11,600円×20人×1回
											一般事務補助報酬(時間額) 3,377
											報償費 5,169
											投・開票事務従事者等報償 4,990
											街頭啓発報償 21
											ポスター掲示場借上謝礼 151
											点字開票事務従事者報償 7
											旅費 5

										費用弁償 (2)
										委員出張旅費
										普通旅費 (3)
										職員出張旅費
										需用費 3,476
										消耗品費 (1,073)
										事務用消耗品
										燃料費 (6)
										自動車用燃料費
										印刷製本費 (690)
										選挙特集 608
										投票所変更周知用チラシ 82
										修繕料 (1,707)
										交付機・読取分類機等修繕
										1,687
										車椅子修繕 20
										役務費 8,484
										通信運搬費 (4,271)
										入場整理券等郵送料 4,114
										不在者投票郵送料 142
										在外投票郵送料 15
										手数料 (3,731)
										選挙公報配布手数料 1,604
										白布等クリーニング 149
										廃棄処分手数料 253
										投票用紙リサイクル手数料
										145
										選挙特集号配布手数料
										1,514
										投票所変更周知用チラシ配
										布手数料 66
										保険料 (482)
										選挙事務従事者傷害保険 23
										選挙人傷害保険 343
										選挙事務賠償責任保険 116
										委託料 23,936

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	ポスター掲示場設置等委託 3,408 投票所入場整理券作成・封 入封かん委託 4,603 選挙事務支援システム保守 委託 990 選挙資材搬入・撤去業務委 託 1,100 学校施設施設管理業務委託 62 選挙システム選挙時支援委 託 330 投票所夜間管理業務委託 47 投票所案内業務委託 341 期日前投票所受付業務委託 323 投・開票所設営・撤去及び 運営実施委託 12,732 使用料及び賃借料 2,107 複写機借上 18 タクシー借上 385 投票システム用パソコン借 上 1,650 駐車場料 54 備品購入費 605 投票用紙計数機
計	154,806	50,043	204,849		50,043						

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	年 間 支 給 率 (月 分) 期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		29,424	(4.90) 14,418			176	44,018	5,890	49,908	
	議 員	22	127,356		(4.90) 62,405				189,761	34,374	224,135	
	そ の 他 の 特 別 職	1,699	121,790						121,790		121,790	
	計	1,724	249,146	29,424	76,823			176	355,569	40,264	395,833	
補 正 前	長 等	3		29,424	(4.90) 14,418			176	44,018	5,890	49,908	
	議 員	22	127,356		(4.90) 62,405				189,761	34,374	224,135	
	そ の 他 の 特 別 職	1,616	119,854						119,854		119,854	
	計	1,641	247,210	29,424	76,823			176	353,633	40,264	393,897	
比 較	長 等	0		0	0				0	0	0	
	議 員	0	0		0				0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	83	1,936						1,936		1,936	
	計	83	1,936	0	0			0	1,936	0	1,936	

2 一般職

(1) 総括 ()内は、再任用職員 別掲 【】内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(10) 【593】 465	903,086	1,925,568	1,694,551	4,523,205	740,082	5,263,287
補正前	(10) 【576】 465	899,709	1,925,568	1,693,603	4,518,880	740,082	5,258,962
比較	(0) 【17】 0	3,377	0	948	4,325	0	4,325

(職員手当の内訳) (単位：千円)

区分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員 期末勤勉手当	備考
補正後	324,119	34,512	62,811	7,765	99,815	948,418	207	42,860	33,100	140,944	
補正前	324,119	34,512	62,811	7,765	98,867	948,418	207	42,860	33,100	140,944	
比較	0	0	0	0	948	0	0	0	0	0	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明		備考
報酬	3,377	その他の増減分		3,377	その他の増加分	3,377
給料	0	給料改定に伴う増減分		0	給料改定に伴う増減分	0
		その他の増減分		0	その他の増減分	0
職員手当	948	制度改正等に伴う増減分		0	制度改正等に伴う増減分	0
		その他の増減分		948	その他の増加分	948

議案第 1 号

令和 7 年度狛江市一般会計補正予算（第 7 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第1号別紙

令和7年度

狛江市一般会計補正予算(第7号)

令和7年度狛江市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度狛江市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ640,424千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,159,395千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

- 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第三表 繰越明許費」による。

令和8年2月20日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
11. 地方交付税		3,187,361	472,416	3,659,777
	1. 地方交付税	3,187,361	472,416	3,659,777
15. 国庫支出金		7,751,612	215,202	7,966,814
	1. 国庫負担金	5,851,526	50,929	5,902,455
	2. 国庫補助金	1,879,795	164,933	2,044,728
	3. 委託金	20,291	△660	19,631
16. 都支出名		6,708,628	31,465	6,740,093
	1. 都負担金	1,893,520	△5,319	1,888,201
	2. 都補助金	4,426,895	36,784	4,463,679
18. 寄附金		7,099	8,200	15,299
	1. 寄附金	7,099	8,200	15,299
19. 繰入金		1,208,170	△265,886	942,284
	1. 繰入金	1,208,170	△265,886	942,284
21. 諸収入		629,413	6,627	636,040
	5. 雑収入	561,347	6,627	567,974
22. 市債		1,041,800	172,400	1,214,200
	1. 市債	1,041,800	172,400	1,214,200
歳入	合 計	39,518,971	640,424	40,159,395

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総務費		5,539,047	223,453	5,762,500
	1. 総務管理費	4,526,231	234,950	4,761,181
	2. 徴税費	449,817	△12,369	437,448
	3. 戸籍住民基本台帳費	272,523	3,278	275,801
	4. 選挙費	204,849	△2,406	202,443
3. 民生費		19,497,811	76,059	19,573,870
	1. 社会福祉費	7,259,238	△9,171	7,250,067
	2. 児童福祉費	9,493,408	85,230	9,578,638
4. 衛生費		2,984,965	△997	2,983,968
	1. 保健衛生費	1,266,814	△997	1,265,817
8. 土木費		2,200,570	787	2,201,357
	2. 道路橋りょう費	371,953	△1,898	370,055
	4. 都市計画費	1,664,449	2,685	1,667,134
10. 教育費		5,688,832	215,667	5,904,499
	3. 中学校費	621,409	217,758	839,167
	4. 幼児教育費	495,395	△2,091	493,304
12. 諸支出金		114,926	125,455	240,381
	1. 基金費	114,926	125,455	240,381
歳出	合 計	39,518,971	640,424	40,159,395

第二表 地方債補正

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
調布都市計画道路 3・4・16号線 (電中研前)整備事業債	千円 36,500	証書借入 又 は 証券発行	4.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借り入れの時から据 置期間を含め、25年 以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	調布都市計画道路 3・4・16号線 (電中研前)整備事業債	千円 36,500	証書借入 又 は 証券発行	4.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借り入れの時から据 置期間を含め、25年 以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。
調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区间)整備事業債	33,700				調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区间)整備事業債	33,700			
(仮称)駒井公園 整備事業債	13,800				(仮称)駒井公園 整備事業債	13,800			
公園遊具等整備事業債	15,700				公園遊具等整備事業債	15,700			
消防ポンプ車整備事業債	141,900				消防ポンプ車整備事業債	141,900			
J-A L E R T新型受信機 更新事業債	2,600				J-A L E R T新型受信機 更新事業債	2,600			
和泉小学校整備事業債	27,800				和泉小学校整備事業債	27,800			
第四中学校整備事業債	26,400				第四中学校整備事業債	26,400			
第三中学校整備事業債					第三中学校整備事業債	172,400			
市民センター整備事業債	537,200				市民センター整備事業債	537,200			
新図書館整備事業債	145,600				新図書館整備事業債	145,600			
緑野小学校 放課後子ども教室整備事業債	60,600				緑野小学校 放課後子ども教室整備事業債	60,600			
計	1,041,800			計	1,214,200				

第三表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	計算事務費	94,032千円
2. 総務費	1. 総務管理費	訴訟関係費	1,870千円
2. 総務費	1. 総務管理費	こまへのデザイン.	100千円
2. 総務費	1. 総務管理費	物価高対策市民生活応援給付事業	300,000千円
2. 総務費	2. 徴税費	一般事務費	6,848千円
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	一般事務費	5,368千円
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	証明書コンビニ交付事業	6,138千円
2. 総務費	4. 選挙費	選挙管理委員会費	16,668千円
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高対策低所得者世帯応援給付事業	10,000千円
3. 民生費	2. 児童福祉費	一般事務費	3,713千円
3. 民生費	2. 児童福祉費	児童手当	7,583千円
3. 民生費	3. 生活保護費	一般事務費	1,021千円
4. 衛生費	1. 保健衛生費	あいとぴあセンター管理運営費	3,410千円
8. 土木費	4. 都市計画費	調布都市計画道路3・4・16号線整備費 (岩戸北区間)	10,191千円
10. 教育費	3. 中学校費	既存施設改修工事	217,758千円

狛江市一般会計補正予算(第7号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	3,187,361	472,416	3,659,777
15. 国庫支出金	7,751,612	215,202	7,966,814
16. 都支金	6,708,628	31,465	6,740,093
18. 寄附金	7,099	8,200	15,299
19. 繰入金	1,208,170	△265,886	942,284
21. 諸収入	629,413	6,627	636,040
22. 市債	1,041,800	172,400	1,214,200
歳入合計	39,518,971	640,424	40,159,395

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 総務費	5,539,047	223,453	5,762,500	3,278	0	0	4,487	215,688
3. 民生費	19,497,811	76,059	19,573,870	51,298	31,968	0	0	△7,207
4. 衛生費	2,984,965	△997	2,983,968	0	0	0	0	△997
8. 土木費	2,200,570	787	2,201,357	0	0	0	8,200	△7,413
10. 教育費	5,688,832	215,667	5,904,499	10,806	△532	172,400	0	32,993
12. 諸支出金	114,926	125,455	240,381	0	0	0	0	125,455
歳出合計	39,518,971	640,424	40,159,395	65,382	31,436	172,400	12,687	358,519

2. 歳入

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	千円 3,187,361	千円 472,416	千円 3,659,777	1. 地方交付税	千円 472,416	1. 普通交付税
計	3,187,361	472,416	3,659,777			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 国庫負担金	千円 5,827,663	千円 51,958	千円 5,879,621	5. 児童福祉費 負担金	千円 51,958	1. 子どものための教育・保育給付交付金
3. 教育費 国庫負担金	21,201	△1,029	20,172	1. 幼児教育費 負担金	△1,029	1. 子どものための教育・保育給付交付金
計	5,851,526	50,929	5,902,455			

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費 国庫補助金	千円 821,327	千円 153,098	千円 974,425	1. 総務管理費 補助金	千円 153,098	2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 3. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
5. 教育費 国庫補助金	14,717	11,835	26,552	1. 学校教育費 補助金	11,835	6. 学校施設環境改善交付金
計	1,879,795	164,933	2,044,728			

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費委託金	千円 19,085	千円 △660	千円 18,425	1. 社会福祉費 委託金	千円 △660	1. 基礎年金事務委託金
計	20,291	△660	19,631			

(款) 16. 都支出金

(項) 1. 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費都負担金	千円 1,872,922	千円 △4,787	千円 1,868,135	5. 児童福祉費 負担金	千円 △4,787	1. 子どものための教育・保育給付交付金 千円
3. 教育費都負担金	19,387	△532	18,855	2. 幼児教育費 負担金	△532	1. 子どものための教育・保育給付交付金
計	1,893,520	△5,319	1,888,201			

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費都補助金	千円 2,065,304	千円 36,784	千円 2,102,088	6. 児童福祉費 補助金	千円 36,784	17. 保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金 25,700 32. 保育所等物価高騰緊急対策事業補助金 11,084
計	4,426,895	36,784	4,463,679			

(款) 18. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 指定寄附金	千円 7,098	千円 8,200	千円 15,298	1. 指定寄附金	千円 8,200	2. 緑のまちづくり協力金 千円
計	7,099	8,200	15,299			

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 基金繰入金	千円 1,136,259	千円 △276,886	千円 859,373	1. 財政調整 基金繰入金	千円 △276,886	1. 基金繰入金 千円
2. 特別会計繰入金	71,911	11,000	82,911	4. 駐車場事業特別 会計繰入金	11,000	1. 特別会計繰入金
計	1,208,170	△265,886	942,284			

(款) 19. 繰入金

(款) 21. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	千円 561,347	千円 6,627	千円 567,974	5. 雑入	千円 6,627	6. 雑入
計	561,347	6,627	567,974			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 教育債	千円 797,600	千円 172,400	千円 970,000	1. 義務教育施設整備事業債	千円 172,400	5. 第三中学校整備事業債
計	1,041,800	172,400	1,214,200			

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
6. 財産管理費	千円 912,355	千円 400,000	千円 1,312,355	千円	千円	千円	千円	千円 400,000		千円	
								400,000	24. 積立金	400,000	2. 公共施設整備基金費 400,000 〔財政課〕 積立金 400,000 公共施設整備基金積立金
8. 計算事務費	633,612	△165,050	468,562				4,487	△169,537			
							4,487	△169,537	12. 委託料	△3,504	1. 計算事務費 △165,050 〔情報政策課〕 委託料 △3,504 ガバメントクラウド運用保守委託 使用料及び賃借料 △161,546 電子計算機構成借上 △10,533 ガバメントクラウド使用料 △151,013
									13. 使用料及び賃借料	△161,546	
計	4,526,231	234,950	4,761,181				4,487	230,463			

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 賦課徴収費	千円 176,588	千円 △12,369	千円 164,219	千円	千円	千円	千円	千円 △12,369		千円	
								△12,369	12. 委託料	△12,369	1. 一般事務費 △12,369 〔課税課 5,381〕 委託料 △5,381 課税原票イメージ管理システム保守委託 △1,552

											課税原票イメージ管理システム標準化対応委託 △3,829 〔納税課 6,988〕 委託料 △6,988 OCRシステム改修委託
計	449,817	△12,369	437,448					△12,369			

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	千円 272,039	千円 3,278	千円 275,317	千円 3,278	千円 2,200	千円	千円			千円	
								12. 委託料	3,278	2. 一般事務費 2,200	
										〔市民課〕 委託料 戸籍附票システム改修委託 (戸籍附票旧氏対応) 1,848 住民記録システム改修委託 (戸籍附票旧氏対応) 352	
					1,078					7. 証明書コンビニ交付事業 1,078	
										〔市民課〕 委託料 コンビニ交付システム改修 委託(戸籍附票旧氏対応) 1,078	
計	272,523	3,278	275,801	3,278							

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 選挙管理委員会費	千円 57,243	千円 △2,406	千円 54,837	千円	千円	千円	千円	千円 △2,406		千円	2. 選挙管理委員会費 △2,406 〔選挙管理委員会事務局〕 使用料及び賃借料 △2,406 標準化対応システム利用料
計	204,849	△2,406	202,443					△2,406			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	千円 2,154,857	千円 △4,693	千円 2,150,164	千円	千円	千円	千円	千円 △4,693		千円	11. 避難行動要支援者支援事業 △419 〔福祉政策課〕 委託料 △267 避難行動要支援者管理システム保守委託 使用料及び賃借料 △152 27. 繰出金 △4,274 37. 国民健康保険特別会計繰出 △4,274 〔財政課〕 繰出金 △4,274 国民健康保険特別会計繰出金
4. 老人福祉費	2,624,100	△3,818	2,620,282					△3,818			

									27. 繰出金	△3,818	29. 後期高齢者医療特別会計繰出
								△3,818			△3,818
											[財政課] 繰出金
											△3,818
											事務費繰出金
5. 国民年金費	11,864	△660	11,204	△660							2. 国民年金事務費
				△660					12. 委託料	△660	△660
											[保険年金課] 委託料
											△660
											国民年金システム改修委託
計	7,259,238	△9,171	7,250,067	△660							△8,511

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉 総務費	千円 3,138,353	千円 △6,015	千円 3,132,338	千円	千円	千円	千円	千円 △6,015 △5,965		千円	
									12. 委託料	△1,533	2. 一般事務費
									13. 使用料及び 賃借料	△4,482	[子ども若者政策課 1,617] 委託料
											△1,187
											福祉総合システム保守委託
											使用料及び賃借料
											△430
											福祉総合システム借上
											[児童育成課 4,082]
											委託料
											△158
											子ども・子育て支援システ ム標準化対応委託
											使用料及び賃借料
											△3,924
											子ども・子育て支援システ ム使用料
											[子ども発達支援課 266]
											委託料
											△188
											福祉総合システム保守委託
											使用料及び賃借料
											△78
											福祉総合システム借上

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	△50		千円	6. 児童手当 △50
											[子ども若者政策課] 使用料及び賃借料 △50 ライセンス使用料 248 システムパッケージ使用料 △298
2. 児童措置費	4,576,049	91,245	4,667,294	51,958	31,968			7,319			
				51,958	31,968			7,319	18. 負担金、 補助及び 交付金	91,245	9. 保育所等児童運営費 91,245
											[児童育成課] 負担金、補助及び交付金 91,245 市立外保育園児童運営費負 担金 94,006 地域型保育給付負担金 △19,391 私立認定こども園運営費負 担金 5,575 保育所等物価高騰緊急対策 事業補助金 11,055
計	9,493,408	85,230	9,578,638	51,958	31,968			1,304			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生 総務費	千円 736,877	千円 △466	千円 736,411	千円	千円	千円	千円	△466		千円	2. 一般事務費 △466
								△466	13. 使用料及び 賃借料	△466	[健康推進課 266] 使用料及び賃借料 △266 保健事業支援システム使用 料 [子ども家庭課 200]

											使用料及び賃借料 保健事業支援システム使用料	△200
2. 予 防 費	353,709	△531	353,178					△531				
								△531	12. 委 託 料	△390	6. 狂犬病予防	△531
									13. 使用料及び賃借料	△141	[健康推進課] 委託料	△390
											畜犬登録システム保守委託 使用料及び賃借料	△141
											畜犬登録システム借上	
計	1,266,814	△997	1,265,817					△997				

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5. 交通安全対策費	千円 44,277	千円 △1,898	千円 42,379	千円	千円	千円	千円			千円	
							△1,898	12. 委 託 料	△1,898	3. 交通安全施設整備費	△1,898
										[道路交通課] 委託料	△1,898
										視覚障がい者誘導用(点字) ブロック設置委託	
計	371,953	△1,898	370,055				△1,898				

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 都市計画総務費	千円 396,985	千円 △5,515	千円 391,470	千円	千円	千円	千円			千円	
							△5,515	12. 委 託 料	△5,515	9. 狛江団地まちづくり関係費	△5,515
										[まちづくり事業課] 委託料	△5,515

(款) 8. 土木費 (項) 4. 都市計画費

(款) 8. 土木費 (項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円 狛江団地建替えに伴うまち づくりに関する検討業務委 託	
4. 公園緑地費	423,511	8,200	431,711				8,200				
							8,200	24. 積立金	8,200	7. 緑化基金費 8,200 〔財政課〕 積立金 8,200 緑化基金積立金	
計	1,664,449	2,685	1,667,134				8,200	△5,515			

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
6. 学校建設費	千円 38,513	千円 217,758	千円 256,271	千円 11,835	千円	千円 172,400	千円 33,523			千円	
				11,835		172,400	33,523	12. 委託料	9,757	1. 既存施設改修工事 217,758 〔施設課〕 委託料 9,757 第三中学校大規模改修一期 工事監理業務委託	
								14. 工事請負費	208,001	工事請負費 208,001 第三中学校大規模改修一期 工事	
計	621,409	217,758	839,167	11,835		172,400	33,523				

(項) 4. 幼児教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 幼児教育 振興費	千円 495,395	千円 △2,091	千円 493,304	千円 △1,029	千円 △532	千円	千円	千円 △530		千円	3. 私立認定こども園等運営費 △2,091
				△1,029	△532			△530	18. 負担金、 補助及び 交付金		[児童育成課] 負担金、補助及び交付金 △2,091 私立認定こども園等運営費 負担金
計	495,395	△2,091	493,304	△1,029	△532			△530			

(款) 12. 諸支出金

(項) 1. 基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 財政調整 基金費	千円 114,883	千円 64,197	千円 179,080	千円	千円	千円	千円	千円 64,197		千円	1. 財政調整基金費 64,197
								64,197	24. 積立金	64,197	[財政課] 積立金 財政調整基金積立金 64,197
2. 減債基金費	43	61,258	61,301					61,258			1. 減債基金費 61,258
								61,258	24. 積立金	61,258	[財政課] 積立金 減債基金積立金 61,258
計	114,926	125,455	240,381					125,455			

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正）

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	千円 7,888,261	千円 7,695,291	千円 1,387,600	千円 647,512	千円 8,435,379
(1) 総務債	452,805	440,899		37,829	403,070
(2) 民生債	1,725,136	1,772,592		116,926	1,655,666
(3) 衛生債	374,312	344,006		27,082	316,924
(4) 土木債	1,452,506	1,396,319	99,700	123,206	1,372,813
(5) 消防債	222,731	203,525	144,500	25,571	322,454
(6) 教育債	3,660,771	3,537,950	1,143,400	316,898	4,364,452
2. 減税補てん債	54,745	28,948		20,301	8,647
3. 臨時財政対策債	8,796,523	7,977,996		819,284	7,158,712
4. 減収補てん債	31,011	29,195		1,817	27,378
合 計	16,770,540	15,731,430	1,387,600	1,488,914	15,630,116

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。
※当該年度中起債見込額には、翌年度への繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含まない。

議案第 2 号

令和 7 年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

国民健康保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第2号別紙

令和7年度

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

令和7年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度狛江市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ263,995千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,594,141千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

令和8年2月20日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 国庫支出金		1,781	△1,731	50
	1. 国庫補助金	1,781	△1,731	50
3. 都支出金		4,632,241	270,000	4,902,241
	1. 都補助金	4,632,240	270,000	4,902,240
4. 繰入金		951,250	△4,274	946,976
	1. 繰入金	951,250	△4,274	946,976
歳入	合 計	7,330,146	263,995	7,594,141

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 総務費		117,442	△5,942	111,500
	1. 総務管理費	72,576	△5,942	66,634
2. 保険給付費		4,440,760	270,000	4,710,760
	1. 療養諸費	3,872,926	270,000	4,142,926
4. 保健事業費		114,613	△200	114,413
	1. 保健事業費	114,613	△200	114,413
6. 諸支出金		136,542	137	136,679
	1. 償還金及び還付金	108,535	137	108,672
歳出	合 計	7,330,146	263,995	7,594,141

第二表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 総務費	1. 総務管理費	一般管理事務費	35,346千円
1. 総務費	2. 徴税費	賦課徴収事務費	4,675千円

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金	1,781	△1,731	50
3. 都支出金	4,632,241	270,000	4,902,241
4. 繰入金	951,250	△4,274	946,976
歳入合計	7,330,146	263,995	7,594,141

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 総務費	117,442	△5,942	111,500	△1,731	0	0	0	△4,211
2. 保険給付費	4,440,760	270,000	4,710,760	0	270,000	0	0	0
4. 保健事業費	114,613	△200	114,413	0	0	0	0	△200
6. 諸支出金	136,542	137	136,679	0	0	0	0	137
歳出合計	7,330,146	263,995	7,594,141	△1,731	270,000	0	0	△4,274

2. 歳入

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 1,731	千円 △1,731	千円 0	1. 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 △1,731	千円 1. 子ども・子育て支援事業費補助金
計	1,781	△1,731	50			

(款) 3. 都支出金

(項) 1. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 保険給付費等交付金	千円 4,544,051	千円 270,000	千円 4,814,051	1. 普通交付金	千円 270,000	千円 1. 一般被保険者分給付費等
計	4,632,240	270,000	4,902,240			

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	千円 951,250	千円 △4,274	千円 946,976	7. その他一般会計繰入金	千円 △4,274	千円 1. その他一般会計繰入金
計	951,250	△4,274	946,976			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	千円 70,677	千円 △5,942	千円 64,735	千円 △1,731	千円	千円	千円	千円 △4,211		千円	
				千円 △1,731			千円 △4,211	12. 委託料	千円 △5,942	千円 △5,942	
										1. 一般事務費 〔保険年金課〕 委託料 システム保守委託 システム改修委託	
計	72,576	△5,942	66,634	△1,731			△4,211				

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般被保険者療養給付費	千円 3,797,000	千円 270,000	千円 4,067,000	千円	千円 270,000	千円	千円		千円	千円	
					千円 270,000			18. 負担金、補助及び交付金	千円 270,000	千円 270,000	
										1. 一般被保険者療養給付費の支給 〔保険年金課〕 負担金、補助及び交付金 療養給付費	
計	3,872,926	270,000	4,142,926		270,000						

(款) 4. 保健事業費

(項) 1. 保健事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生諸費	千円 114,613	千円 △200	千円 114,413	千円	千円	千円	千円 △200		千円	千円	
							千円 △200	13. 使用料及び賃借料	千円 △200	千円 △200	
										1. 特定健診・特定保健指導	

											〔保険年金課〕 使用料及び賃借料 △200 保健事業支援システム使用 料
計	114,613	△200	114,413					△200			

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般被保険者償還金及び還付金	千円 101,048	千円 137	千円 101,185	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							137	22. 償還金、 利子及び 割引料	137	1. 一般被保険者償還金及び還付金 137 〔保険年金課〕 償還金、利子及び割引料 137 過年度還付金及び還付加算 金	
計	108,535	137	108,672				137				

議案第 3 号

令和 7 年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第3号別紙

令和7年度

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和7年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度狛江市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27,084千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,525,558千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

令和8年2月20日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 後期高齢者医療保険料		1,272,834	35,000	1,307,834
	1. 後期高齢者医療保険料	1,272,834	35,000	1,307,834
3. 繰入金		1,161,256	△3,818	1,157,438
	1. 他会計繰入金	1,161,256	△3,818	1,157,438
5. 諸収入		58,489	△27	58,462
	5. 雑収入	19,091	△27	19,064
6. 国庫支出金		4,071	△4,071	0
	1. 国庫補助金	4,071	△4,071	0
歳入	合 計	2,498,474	27,084	2,525,558

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 総務費		75,833	△7,916	67,917
	1. 総務管理費	74,319	△7,916	66,403
2. 広域連合納付金		2,319,744	35,000	2,354,744
	1. 広域連合納付金	2,319,744	35,000	2,354,744
歳出	合 計	2,498,474	27,084	2,525,558

第二表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 総務費	1. 総務管理費	一般管理事務費	6,622千円

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	1,272,834	35,000	1,307,834
3. 繰入金	1,161,256	△3,818	1,157,438
5. 諸収入	58,489	△27	58,462
6. 国庫支出金	4,071	△4,071	0
歳入合計	2,498,474	27,084	2,525,558

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 総務費	75,833	△7,916	67,917	△4,071	0	0	△27	△3,818
2. 広域連合納付金	2,319,744	35,000	2,354,744	0	0	0	0	35,000
歳出合計	2,498,474	27,084	2,525,558	△4,071	0	0	△27	31,182

2. 歳入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 特別徴収保険料	千円 630,827	千円 20,338	千円 651,165	1. 現年課税分	千円 20,338	千円 1. 特別徴収保険料
2. 普通徴収保険料	642,007	14,662	656,669	1. 現年課税分	14,662	1. 普通徴収保険料
計	1,272,834	35,000	1,307,834			

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	千円 1,161,256	千円 △3,818	千円 1,157,438	2. 事務費繰入金	千円 △3,818	千円 2. 事務費繰入金
計	1,161,256	△3,818	1,157,438			

(款) 5. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	千円 19,091	千円 △27	千円 19,064	1. 雑入	千円 △27	千円 3. デジタル基盤改革支援補助金
計	19,091	△27	19,064			

(款) 6. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 国庫補助金	千円 4,071	千円 △4,071	千円 0	1. 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 △4,071	千円 1. 子ども・子育て支援事業費補助金
計	4,071	△4,071	0			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	千円 74,319	千円 △7,916	千円 66,403	千円 △4,071	千円	千円	千円 △27	千円 △3,818			千円 1. 一般管理事務費 △7,916
				千円 △4,071			千円 △27	千円 △3,818	12. 委託料	千円 △7,916	〔保険年金課〕 委託料 △7,916 後期高齢者システム保守委託 △3,818 後期高齢者システム標準化対応委託 △27 後期高齢者システム改修委託 △4,071
計	74,319	△7,916	66,403	△4,071			△27	△3,818			

(款) 2. 広域連合納付金

(項) 1. 広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 広域連合分賦金	千円 2,319,744	千円 35,000	千円 2,354,744	千円	千円	千円	千円	千円 35,000			千円 1. 広域連合負担金 35,000
								千円 35,000	18. 負担金、補助及び交付金	千円 35,000	〔保険年金課〕 負担金、補助及び交付金 35,000 療養給付費負担金 14,000 保険料負担金 35,000 保険基盤安定負担金 △7,000 保険料軽減措置負担金 △7,000
計	2,319,744	35,000	2,354,744					35,000			

議案第 4 号

令和 7 年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

介護保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第4号別紙

令和7年度

狛江市介護保険特別会計補正予算(第3号)

令和 7 年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度狛江市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第一表 繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

狛 江 市 長

松 原 俊 雄

第一表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 総務費	1. 総務管理費	一般事務費	8,567千円

議案第 5 号

令和 7 年度狛江市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

駐車場事業特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第5号別紙

令和7年度

狛江市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)

令和7年度狛江市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度狛江市の駐車場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,508千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 使 用 料		49,679	11,000	60,679
	1. 使 用 料	49,679	11,000	60,679
歳 入	合 計	65,508	11,000	76,508

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 諸 支 出 金		6,505	11,000	17,505
	1. 繰 出 金	6,505	11,000	17,505
歳 出	合 計	65,508	11,000	76,508

狛江市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 使用料	49,679	11,000	60,679
歳入合計	65,508	11,000	76,508

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 諸支出金	6,505	11,000	17,505	0	0	0	11,000	0
歳出合計	65,508	11,000	76,508	0	0	0	11,000	0

2. 歳入

(款) 1. 使用料

(項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 使用料	千円 49,679	千円 11,000	千円 60,679	1. 駐車場使用料	千円 11,000	千円 1. 駐車場使用料
計	49,679	11,000	60,679			

3. 歳出

(款) 2. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般会計繰出金	千円 6,505	千円 11,000	千円 17,505	千円	千円	千円	千円	千円			千円
									27. 繰出金	11,000	11,000
											[道路交通課] 繰出金 一般会計繰出金
計	6,505	11,000	17,505				11,000				

議案第 6 号

令和 8 年度狛江市一般会計予算

上記の議案を別冊 1 のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 7 号

令和 8 年度狛江市国民健康保険特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 8 号

令和 8 年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 9 号

令和 8 年度狛江市介護保険特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 10 号

令和 8 年度狛江市下水道事業会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定による。

議案第 11 号

狛江市行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市行政手続条例（平成10年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項<u>及び第4項並びに第16条</u>の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3</p>	<p>改正前</p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1</p>

改正後	改正前
<p>項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の狛江市行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続制度の聴聞・弁明の機会の付与手続における公示送達デジタル化に伴う所要の改正を行うため。

議案第 12 号

狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住居手当)</p> <p>第 8 条の 5 (略)</p> <p>2 住居手当の月額は、15,000円とする。<u>ただし、前項第 2 号のうち、満27歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある職員であつて、同項第 3 号のうち、月額30,000円以上の家賃を支払っているものの住居手当の月額は、30,000円とする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第 8 条の 5 (略)</p> <p>2 住居手当の月額は、15,000円とする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの月の末日まで（次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下、この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの月の末日まで（次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、</u>又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、<u>若しくは</u></p>

改正後	改正前
<p>した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。この条において同じ。)において職員が受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、別表第2に該当する職員の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額(以下「給与月額」という。)を基礎額として、100分の126.25を乗じた額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて任命権者が定める割合を乗じた額とする。</p> <p>(支給の停止)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて算出した額を、その月の末日までに支給する。これら基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p>	<p><u>失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。この条において同じ。)において職員が受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、別表第2に該当する職員の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額(以下「給与月額」という。)を基礎額として、100分の126.25を乗じた額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて任命権者が定める割合を乗じた額とする。</p> <p>(支給の停止)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員<u>(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて算出した額を、その月の末日までに支給する。これら基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により</u></p>

改正後							改正前						
<p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。この条において同じ。）において受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、別表第2に該当する職員の同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額を基礎額として市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給与月額に、100分の118.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>							<p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。この条において同じ。）において受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、別表第2に該当する職員の同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額を基礎額として市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給与月額に、100分の118.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>						
別表第1（第3条関係）							別表第1（第3条関係）						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	196,400	251,600	272,700	<u>408,800</u>	526,200		1	196,400	251,600	272,700	<u>325,100</u>	526,200
	2	197,300	252,700	274,000	<u>411,300</u>	542,400		2	197,300	252,700	274,000	<u>327,100</u>	542,400
	3	198,300	253,800	275,300	<u>413,600</u>	551,900		3	198,300	253,800	275,300	<u>329,100</u>	551,900
4	199,300	254,900	276,600	<u>416,000</u>	561,400	4	199,300	254,900	276,600	<u>331,000</u>	561,400		

改正後						改正前					
5	200,300	256,000	278,000	<u>418,400</u>		5	200,300	256,000	278,000	<u>332,900</u>	
6	201,400	257,100	279,300	<u>420,700</u>		6	201,400	257,100	279,300	<u>334,800</u>	
7	202,600	258,200	280,600	<u>423,000</u>		7	202,600	258,200	280,600	<u>336,900</u>	
8	203,800	259,300	281,900	<u>425,300</u>		8	203,800	259,300	281,900	<u>338,900</u>	
9	205,000	260,400	283,300	<u>427,700</u>		9	205,000	260,400	283,300	<u>340,800</u>	
10	206,200	261,500	284,600	<u>430,000</u>		10	206,200	261,500	284,600	<u>342,800</u>	
11	207,400	262,600	286,000	<u>432,200</u>		11	207,400	262,600	286,000	<u>344,800</u>	
12	208,800	263,800	287,500	<u>434,400</u>		12	208,800	263,800	287,500	<u>346,800</u>	
13	210,200	265,000	289,000	<u>436,700</u>		13	210,200	265,000	289,000	<u>348,800</u>	
14	211,600	266,200	290,600	<u>438,900</u>		14	211,600	266,200	290,600	<u>350,900</u>	
15	213,100	267,300	292,200	<u>441,000</u>		15	213,100	267,300	292,200	<u>353,000</u>	
16	214,600	268,600	293,800	<u>443,100</u>		16	214,600	268,600	293,800	<u>355,000</u>	
17	216,200	270,000	295,500	<u>445,000</u>		17	216,200	270,000	295,500	<u>357,100</u>	
18	218,500	271,300	297,400	<u>446,800</u>		18	218,500	271,300	297,400	<u>359,200</u>	
19	220,800	272,400	299,200	<u>448,700</u>		19	220,800	272,400	299,200	<u>361,400</u>	
20	223,200	273,700	301,100	<u>450,500</u>		20	223,200	273,700	301,100	<u>363,600</u>	

改正後						改正前					
21	225,600	275,100	302,900	<u>452,200</u>		21	225,600	275,100	302,900	<u>365,800</u>	
22	227,600	276,400	304,800	<u>453,900</u>		22	227,600	276,400	304,800	<u>368,300</u>	
23	229,600	277,600	306,700	<u>455,500</u>		23	229,600	277,600	306,700	<u>370,800</u>	
24	231,600	278,900	308,500	<u>457,200</u>		24	231,600	278,900	308,500	<u>373,300</u>	
25	233,600	280,300	310,300	<u>458,900</u>		25	233,600	280,300	310,300	<u>375,800</u>	
26	235,700	281,800	312,200	<u>460,300</u>		26	235,700	281,800	312,200	<u>378,300</u>	
27	237,800	283,200	314,100	<u>461,300</u>		27	237,800	283,200	314,100	<u>380,800</u>	
28	239,900	284,600	315,900	<u>462,100</u>		28	239,900	284,600	315,900	<u>383,600</u>	
29	242,000	286,100	317,700	<u>462,900</u>		29	242,000	286,100	317,700	<u>386,300</u>	
30	243,200	288,000	319,600	<u>463,700</u>		30	243,200	288,000	319,600	<u>389,300</u>	
31	244,500	289,800	321,500	<u>464,400</u>		31	244,500	289,800	321,500	<u>392,200</u>	
32	245,800	291,700	323,300	<u>465,100</u>		32	245,800	291,700	323,300	<u>395,100</u>	
33	247,300	293,500	325,100	<u>465,800</u>		33	247,300	293,500	325,100	<u>398,100</u>	
34	248,300	295,000	326,900	<u>466,500</u>		34	248,300	295,000	326,900	<u>400,900</u>	
35	249,300	296,500	328,900	<u>467,200</u>		35	249,300	296,500	328,900	<u>403,600</u>	
36	250,300	297,900	330,800	<u>467,900</u>		36	250,300	297,900	330,800	<u>406,300</u>	

改正後						改正前					
37	251,300	299,100	332,600	<u>468,600</u>		37	251,300	299,100	332,600	<u>408,800</u>	
38	252,200	300,300	334,500	<u>469,300</u>		38	252,200	300,300	334,500	<u>411,300</u>	
39	253,200	301,500	336,300	<u>470,000</u>		39	253,200	301,500	336,300	<u>413,600</u>	
40	254,200	302,800	338,200	<u>470,600</u>		40	254,200	302,800	338,200	<u>416,000</u>	
41	255,200	304,100	340,100	<u>471,200</u>		41	255,200	304,100	340,100	<u>418,400</u>	
42	256,100	305,400	341,900	<u>471,900</u>		42	256,100	305,400	341,900	<u>420,700</u>	
43	257,100	306,600	343,800	<u>472,500</u>		43	257,100	306,600	343,800	<u>423,000</u>	
44	258,100	307,700	345,700	<u>473,100</u>		44	258,100	307,700	345,700	<u>425,300</u>	
45	259,100	308,900	347,600	<u>473,700</u>		45	259,100	308,900	347,600	<u>427,700</u>	
46	260,000	310,100	349,500	<u>474,300</u>		46	260,000	310,100	349,500	<u>430,000</u>	
47	261,000	311,300	351,400	<u>474,900</u>		47	261,000	311,300	351,400	<u>432,200</u>	
48	262,000	312,500	353,300	<u>475,500</u>		48	262,000	312,500	353,300	<u>434,400</u>	
49	263,000	313,600	355,300	<u>476,100</u>		49	263,000	313,600	355,300	<u>436,700</u>	
50	264,000	314,700	357,700	<u>476,700</u>		50	264,000	314,700	357,700	<u>438,900</u>	
51	265,000	315,800	360,100	<u>477,300</u>		51	265,000	315,800	360,100	<u>441,000</u>	
52	265,900	317,000	362,500	<u>477,800</u>		52	265,900	317,000	362,500	<u>443,100</u>	

改正後						改正前					
53	266,800	318,200	364,900	<u>478,300</u>		53	266,800	318,200	364,900	<u>445,000</u>	
54	267,700	319,300	367,100	<u>478,900</u>		54	267,700	319,300	367,100	<u>446,800</u>	
55	268,600	320,400	369,100	<u>479,400</u>		55	268,600	320,400	369,100	<u>448,700</u>	
56	269,600	321,500	371,100	<u>479,900</u>		56	269,600	321,500	371,100	<u>450,500</u>	
57	270,600	322,700	373,000	<u>480,400</u>		57	270,600	322,700	373,000	<u>452,200</u>	
58	271,500	323,800	374,800	<u>480,900</u>		58	271,500	323,800	374,800	<u>453,900</u>	
59	272,400	324,900	376,600	<u>481,400</u>		59	272,400	324,900	376,600	<u>455,500</u>	
60	273,400	326,000	378,300	<u>481,900</u>		60	273,400	326,000	378,300	<u>457,200</u>	
61	274,400	327,100	380,100	<u>482,300</u>		61	274,400	327,100	380,100	<u>458,900</u>	
62	275,300	328,200	381,900			62	275,300	328,200	381,900	<u>460,300</u>	
63	276,200	329,300	383,700			63	276,200	329,300	383,700	<u>461,300</u>	
64	277,100	330,400	385,400			64	277,100	330,400	385,400	<u>462,100</u>	
65	278,100	331,500	387,000			65	278,100	331,500	387,000	<u>462,900</u>	
66	279,000	332,500	388,600			66	279,000	332,500	388,600	<u>463,700</u>	
67	279,900	333,600	390,100			67	279,900	333,600	390,100	<u>464,400</u>	
68	280,800	334,700	391,400			68	280,800	334,700	391,400	<u>465,100</u>	

改正後						改正前						
	69	281,700	335,800	392,700			69	281,700	335,800	392,700	<u>465,800</u>	
	70	282,600	336,900	393,500			70	282,600	336,900	393,500	<u>466,500</u>	
	71	283,500	338,000	394,300			71	283,500	338,000	394,300	<u>467,200</u>	
	72	284,400	339,000	395,000			72	284,400	339,000	395,000	<u>467,900</u>	
	73	285,300	340,100	395,700			73	285,300	340,100	395,700	<u>468,600</u>	
	74	286,200	341,000	396,300			74	286,200	341,000	396,300	<u>469,300</u>	
	75	287,100	342,000	396,900			75	287,100	342,000	396,900	<u>470,000</u>	
	76	288,000	343,000	397,500			76	288,000	343,000	397,500	<u>470,600</u>	
	77	288,900	344,000	398,200			77	288,900	344,000	398,200	<u>471,200</u>	
	78	289,800	344,900	398,800			78	289,800	344,900	398,800	<u>471,900</u>	
	79	290,700	345,700	399,400			79	290,700	345,700	399,400	<u>472,500</u>	
	80	291,600	346,400	400,000			80	291,600	346,400	400,000	<u>473,100</u>	
	81	292,500	347,100	400,500			81	292,500	347,100	400,500	<u>473,700</u>	
	82	293,300	347,700	401,100			82	293,300	347,700	401,100	<u>474,300</u>	
	83	294,200	348,300	401,700			83	294,200	348,300	401,700	<u>474,900</u>	
	84	295,100	348,900	402,200			84	295,100	348,900	402,200	<u>475,500</u>	

改正後						改正前						
	85	296,000	349,400	402,700			85	296,000	349,400	402,700	<u>476,100</u>	
	86	296,800	350,000	403,200			86	296,800	350,000	403,200	<u>476,700</u>	
	87	297,700	350,500	403,700			87	297,700	350,500	403,700	<u>477,300</u>	
	88	298,500	351,000	404,300			88	298,500	351,000	404,300	<u>477,800</u>	
	89	299,400	351,500	404,900			89	299,400	351,500	404,900	<u>478,300</u>	
	90	300,200	352,100	405,500			90	300,200	352,100	405,500	<u>478,900</u>	
	91	301,100	352,600	406,100			91	301,100	352,600	406,100	<u>479,400</u>	
	92	302,000	353,000	406,600			92	302,000	353,000	406,600	<u>479,900</u>	
	93	302,800	353,500	407,100			93	302,800	353,500	407,100	<u>480,400</u>	
	94	303,600	354,000	407,700			94	303,600	354,000	407,700	<u>480,900</u>	
	95	304,500	354,500	408,200			95	304,500	354,500	408,200	<u>481,400</u>	
	96	305,300	355,000	408,700			96	305,300	355,000	408,700	<u>481,900</u>	
	97	306,200	355,400	409,200			97	306,200	355,400	409,200	<u>482,300</u>	
	98	307,000	355,900	409,700			98	307,000	355,900	409,700		
	99	307,900	356,300	410,200			99	307,900	356,300	410,200		
	100	308,700	356,800	410,700			100	308,700	356,800	410,700		

改正後							改正前						
	101	309,600	357,300	411,200				101	309,600	357,300	411,200		
	102	310,500	357,700	411,700				102	310,500	357,700	411,700		
	103	311,300	358,200	412,200				103	311,300	358,200	412,200		
	104	312,100	358,700	412,700				104	312,100	358,700	412,700		
	105	312,900	359,100	413,100				105	312,900	359,100	413,100		
	106	313,600	359,500	413,600				106	313,600	359,500	413,600		
	107	314,300	359,900	414,100				107	314,300	359,900	414,100		
	108	315,100	360,300	414,500				108	315,100	360,300	414,500		
	109	315,700	360,700	414,900				109	315,700	360,700	414,900		
	110	316,300	361,100	415,400				110	316,300	361,100	415,400		
	111	316,800	361,500	415,900				111	316,800	361,500	415,900		
	112	317,300	361,900	416,300				112	317,300	361,900	416,300		
	113	317,800	362,300	416,700				113	317,800	362,300	416,700		
	114	318,200	362,700	417,200				114	318,200	362,700	417,200		
	115	318,700	363,100	417,700				115	318,700	363,100	417,700		
	116	319,200	363,500	418,100				116	319,200	363,500	418,100		

改正後							改正前						
	117	319,600	363,900	418,500				117	319,600	363,900	418,500		
	118	320,000	364,300	419,000				118	320,000	364,300	419,000		
	119	320,300	364,700	419,400				119	320,300	364,700	419,400		
	120	320,600	365,100	419,800				120	320,600	365,100	419,800		
	121	320,900	365,500	420,200				121	320,900	365,500	420,200		
	122	321,300	365,800	420,700				122	321,300	365,800	420,700		
	123	321,600	366,200	421,100				123	321,600	366,200	421,100		
	124	321,900	366,600	421,500				124	321,900	366,600	421,500		
	125	322,200	367,000	421,900				125	322,200	367,000	421,900		
	126	322,600	367,300	422,400				126	322,600	367,300	422,400		
	127	322,900	367,700	422,800				127	322,900	367,700	422,800		
	128	323,200	368,100	423,200				128	323,200	368,100	423,200		
	129	323,500	368,500	423,600				129	323,500	368,500	423,600		
	130	323,900		424,100				130	323,900		424,100		
	131	324,200		424,500				131	324,200		424,500		
	132	324,500		424,900				132	324,500		424,900		

改正後							改正前						
	133	324,800		425,300				133	324,800		425,300		
	134	325,200		425,700				134	325,200		425,700		
	135	325,500		426,100				135	325,500		426,100		
	136	325,800		426,500				136	325,800		426,500		
	137	326,100		426,900				137	326,100		426,900		
	138	326,400		427,300				138	326,400		427,300		
	139	326,800		427,700				139	326,800		427,700		
	140	327,100		428,100				140	327,100		428,100		
	141	327,400		428,500				141	327,400		428,500		
	142	327,700						142	327,700				
	143	328,000						143	328,000				
	144	328,300						144	328,300				
	145	328,600						145	328,600				
	146	328,900						146	328,900				
	147	329,200						147	329,200				
	148	329,500						148	329,500				

改正後							改正前						
	149	329,800						149	329,800				
(略)							(略)						
別表第3 (第8条の3関係)							別表第3 (第8条の3関係)						
自転車等による片道の通勤距離区分					月額 (円)		自転車等による片道の通勤距離区分					月額 (円)	
(略)							(略)						
10キロメートル以上 未満			15キロメートル		<u>5,200</u>		10キロメートル以上 未満			15キロメートル		<u>5,000</u>	
15キロメートル以上 未満			20キロメートル		<u>7,300</u>		15キロメートル以上 未満			20キロメートル		<u>7,000</u>	
20キロメートル以上 未満			25キロメートル		<u>9,500</u>		20キロメートル以上 未満			25キロメートル		<u>9,000</u>	
25キロメートル以上				<u>11,600</u>			25キロメートル以上				<u>11,000</u>		
別表第4 (第14条の3関係)							別表第4 (第14条の3関係)						
職員の区分					管理職手当支給月額 (円)		職員の区分					管理職手当支給月額	
行政職給料表(1) の適用を受ける職		職務の級が5級であって 理事以外の職にあるもの			<u>122,900</u>		行政職給料表(1) の適用を受ける職		職務の級が5級であって 理事以外の職にあるもの			<u>103,000円</u>	

改正後			改正前		
員	職務の級が5級であって理事の職にあるもの	<u>102,700</u>	員	職務の級が5級であって理事の職にあるもの	<u>91,000円</u>
	職務の級が4級であって主幹、課長補佐及び副主幹以外の職にあるもの	<u>84,800</u>		職務の級が4級であって主幹、課長補佐及び副主幹以外の職にあるもの	<u>76,000円</u>
	職務の級が4級であって主幹の職にあるもの	<u>72,000</u>		職務の級が4級であって主幹の職にあるもの	<u>71,000円</u>

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 施行日の前日において、この条例による改正前の狛江市職員の給料等に関する条例別表第1に掲げる行政職給料表(1)の4級の適用を受けていた職員のうち施行日の前日においてその者が受けていた号給が付則別表旧号給欄に掲げる号給であるもの(以下「特定職員」という。)の施行日における号給は、同表新号給欄に定める号給とする。

付則別表

特定職員の号給の切替表

旧号給	新号給
	4級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1

7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1

33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	2
39	3
40	4
41	5
42	6
43	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12
49	13
50	14
51	15
52	16
53	17
54	18
55	19
56	20
57	21
58	22

59	23
60	24
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38
75	39
76	40
77	41
78	42
79	43
80	44
81	45
82	46
83	47
84	48

85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58
95	59
96	60
97	61

提案理由

東京都人事委員会勧告に基づく行政職給料表（1）4級、管理職手当、住居手当、通勤手当の改定に伴う所要の改正及びその他文言修正を行うため。

議案第 13 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
報酬額表				報酬額表			
(略)				(略)			
障害支援区分判定審査会	会長	日額	24,200	障害支援区分判定審査会	医師	日額	23,200
	委員	日額	23,200		委員	日額	18,000
(略)				(略)			
介護認定審査会	会長	日額	24,200	介護認定審査会	医師及び歯科	日額	23,200
	委員	日額	23,200		医師		
					委員	日額	18,000
(略)				(略)			
予防接種健康被害調査委員会	狛江市医師会 会員及び保健	日額	9,400	予防接種健康被害調査委員会	狛江市医師会	日額	9,400

改正後				改正前			
	所職員			<u>査委員会委員</u>	会員及び保健 所職員		
	専門医師及び 学識経験者	日額	34,400		専門医師及び 学識経験者	日額	34,400
(略)				(略)			
<u>災害弔慰金支給等審 査委員会</u>	委員長	日額	12,600	<u>市災害弔慰金支給等 審査委員会</u>	委員長	日額	12,600
	委員	日額	9,400		委員	日額	9,400
	医師	日額	23,200		医師	日額	23,200
(略)				(略)			
<p>2 この表の職名の欄に規定する区分が日額の委員のうち、大学教授等の職にある者の報酬の額は上記の規定にかかわらず、日額12,600円とする。ただし、障害支援区分判定審査会、介護認定審査会及び<u>災害弔慰金支給等審査委員会</u>の委員については、この限りでない。</p>				<p>2 この表の職名の欄に規定する区分が日額の委員のうち、大学教授等の職にある者の報酬の額は上記の規定にかかわらず、日額12,600円とする。ただし、障害支援区分判定審査会、介護認定審査会及び<u>市災害弔慰金支給等審査委員会</u>の委員については、この限りでない。</p>			

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

障害支援区分判定審査会及び介護認定審査会の職名及び報酬額の改定等を行うため。

議案第 14 号

狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

(狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成13年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(正規の勤務時間の割振り等)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振り等を別に定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(介護時間)</p> <p>第18条の 2 任命権者は、職員が請求した場合において、職員がその配偶者等で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「<u>介護時間</u>」という。）を承認するものとする。</p> <p>2 前項の規定により職員が<u>介護時間</u>の承認を受けて勤務しない場合には、狛江市職員の給料等に関する条例第12条の規定にか</p>	<p style="text-align: center;">(正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(介護部分休業)</p> <p>第18条の 2 任命権者は、職員が請求した場合において、職員がその配偶者等で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「<u>介護部分休業</u>」という。）を承認するものとする。</p> <p>2 前項の規定により職員が<u>介護部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、狛江市職員の給料等に関する条例第12条の規定</p>

改正後	改正前
<p>かわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>3 <u>介護時間</u>に関しその期間その他の必要な事項は、別に規則で定める。</p>	<p>にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>3 <u>介護部分休業</u>に関しその期間その他の必要な事項は、別に規則で定める。</p>

(狛江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 狛江市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(第1号部分休業)</p> <p>第7条 第1号部分休業（育児休業法第19条第2項第1号に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）において、一日を通じて2時間（勤務時間条例第17条第1項に規定する育児時間（以下「育児時間」という。）又は同条例第18条の2第1項に規定する<u>介護時間</u>（以下「<u>介護時間</u>」という。）を承認されている職員については、2時間から当該育児時間又は当該<u>介護時間</u>を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間30分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は<u>介護時間</u>の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>(第1号部分休業)</p> <p>第7条 第1号部分休業（育児休業法第19条第2項第1号に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）において、一日を通じて2時間（勤務時間条例第17条第1項に規定する育児時間（以下「育児時間」という。）又は同条例第18条の2第1項に規定する<u>介護部分休業</u>（以下「<u>介護部分休業</u>」という。）を承認されている職員については、2時間から当該育児時間又は当該<u>介護部分休業</u>を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間30分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は<u>介護部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。</p>

(狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するために適当であると認める場合には、短時間勤務職員を試験又は選考により任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) 狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成13年条例第4号)第18条第1項の規定による介護休暇又は同条例第18条の2第1項の規定による<u>介護時間</u>の承認</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するために適当であると認める場合には、短時間勤務職員を試験又は選考により任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) 狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成13年条例第4号)第18条第1項の規定による介護休暇又は同条例第18条の2第1項の規定による<u>介護部分休業</u>の承認</p> <p>(2) (略)</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

介護部分休業の名称を介護時間に改める所要の改正を行うため。

議案第 15 号

狛江市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市非常勤職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬の額)</p> <p>第 2 条 会計年度任用職員に対する報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、月額は<u>400,000円</u>、日額は<u>20,000円</u>、時間額は<u>4,000円</u>を超えない範囲内において規則で定めるものとする。</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第 2 条 会計年度任用職員に対する報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、月額は<u>300,000円</u>、日額は<u>15,000円</u>、時間額は<u>3,000円</u>を超えない範囲内において規則で定めるものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を期末手当基礎額として、<u>100分の71.25を乗じた額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて任命権者が定める割合を乗じた額とする。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を期末手当基礎額とし、<u>その基礎額に乗じる割合については給料条例第18条第2項の例による。</u></p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p>	<p>(勤勉手当)</p>

改正後	改正前
<p>第7条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を勤勉手当基礎額として市長の定める割合を乗じて得た額とし、この場合において、支給する勤勉手当の総額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき報酬の額に、100分の58.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を勤勉手当基礎額とし、その基礎額に乗じる割合については給料条例第18条の4第2項の例による。</p> <p>3・4 (略)</p>

付 則

(施行日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(令和8年4月に支給する期末手当の特例)
- 2 令和8年4月に支給する期末手当については、第6条第2項の改正規定にかかわらず、同条同項中「100分の71.25」とあるのは「100分の72.50」とする。
(令和8年4月に支給する勤勉手当の特例)
- 3 令和8年4月に支給する勤勉手当については、第7条第2項の改正規定にかかわらず、同条同項中「100分の58.75」とあるのは「100分の60.00」とする。

提案理由

東京都人事委員会勧告を踏まえ、会計年度任用職員の報酬の額等の改定に伴う所要の改正を行うため。

議案第 16 号

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市国民健康保険税条例（平成 6 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>

改正後	改正前
<p>要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額</u>(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.65を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.65を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p>	<p><u>第4条</u> 削除</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p>	<p><u>第6条</u> 削除</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p><u>第7条の2</u> (略)</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</p> <p><u>第8条の2</u> <u>第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に10分の0.29を乗じて算定する。</u></p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p><u>第8条の2</u> (略)</p>

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</p>	
<p>第8条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,821円とする。</p>	
<p>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</p>	
<p>第8条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について79円とする。</p>	
<p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第20条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。</p>	<p>第20条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）<u>並びに</u>同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>
<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち</p>	<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち</p>

改正後	改正前
<p>給与所得を有するもの（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,275円</u></p> <p>オ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について55円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち</p>	<p>給与所得を有するもの（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち</p>

改正後	改正前
<p>給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について911円</u></p> <p><u>オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について39円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について365円</u></p> <p><u>オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について15円</u></p>	<p>給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア <u>前項第1号エに規定する金額を減額した世帯</u> 273円</p> <p>イ <u>前項第2号エに規定する金額を減額した世帯</u> 455円</p> <p>ウ <u>前項第3号エに規定する金額を減額した世帯</u> 728円</p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> 911円</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援</p>	

改正後	改正前
<p><u>納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u></p>	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条、第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条、第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、<u>第7条、第8条</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、<u>第7条、第8条</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定</p>

改正後	改正前
<p>第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>
<p>5 (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>5 (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条、第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、<u>第7条、第8条</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条、第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条、第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第20条第1項中「及び</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、<u>第7条、第8条</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、<u>第7条、第8条</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」</p>

改正後	改正前
<p>山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>	<p>とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>
<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条、第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>	<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、<u>第7条、第8条</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>
<p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条、第8条の2</u>及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは</p>	<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第7条、第8条</u>及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金</p>

改正後	改正前
<p>「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第20条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条、第8条の2</u>及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第20条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第7条、第8条</u>及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第20条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、</p>	<p>額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第20条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第7条、第8条</u>及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第20条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、</p>

改正後	改正前
<p>計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条、第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第7条、第8条</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>

改正後	改正前
<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条、第8条の2</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14・15 （略）</p>	<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第7条、第8条</u>及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14・15 （略）</p>

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の狛江市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 2 号）の公布に伴い、子ども・子育て支援納付金の新設等に伴う所要の改正を行うため。

議案第 17 号

狛江市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p><u>（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u></p> <p>第 6 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 55 万 1, 000 円以上 65 万 1, 000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての</p>	<p>付 則</p>

改正後	改正前
<p>第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とする。</p> <p>2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における</p>	

改正後	改正前
<p>保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）</u>」とあるのは、「<u>合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）</u>」とする。</p> <p>3 <u>第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第</u></p>	

改正後	改正前
<p>8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0と</p>	

改正後	改正前
<p>する。以下同じ。）」とする。</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p> <p>第7条 <u>第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p><u>(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)</u>であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)</p> <p><u>(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p>ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>2. <u>第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p><u>(令和8年度における保険料の減免申請の特例)</u></p> <p>第8条 <u>第15条第2項の規定にかかわらず、規則で定める令和8年度における保険料の減免については、申請によらず行うことができる。</u></p>	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第6号）の公布等に伴う所要の改正を行うため。

議案第 18 号

狛江市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市下水道条例（昭和46年条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 排水設備義務者 法第10条第 1 項各号の<u>いずれかに</u>該当する者（以下「義務者」という。）をいう。</p> <p>(9)～(12) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 排水設備義務者 法第10条第 1 項各号の<u>一に</u>該当する者（以下「義務者」という。）をいう。</p> <p>(9)～(12) (略)</p>
<p>(排水設備の接続方法等)</p> <p>第 6 条 排水設備の新設、<u>増設</u>又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) <u>分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては、公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備に</u></p>	<p>(排水設備の接続方法等)</p> <p>第 6 条 排水設備の新設、又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、<u>次の各号に</u>定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) <u>合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第 1 項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合所有者</u></p>

改正後		改正前	
<p><u>あつては、公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。</u></p> <p>(2) <u>合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下「公共ます等」という。）に固着させること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上（勾配100分の3以上）とすることができる。</u></p>		<p><u>の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下「公共ます等」という。）に固着させること。</u></p> <p>(2) <u>分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては、公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては、公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>汚水のみを排除する排水管の内径市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上（勾配100分の3以上）とすることができる。</u></p>	
排水人口（単位人）	排水管の内径（単位 ミリメートル）及び勾配	排水人口（単位人）	排水管の内径（単位 ミリメートル）
(略)		(略)	
<p>(5) <u>雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の</u></p>		<p>(5) <u>雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定め</u></p>	

改正後		改正前	
<p>表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から<u>の</u>排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上（勾配100分の3以上）とすることができる。</p>		<p>るところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上（勾配100分の3以上）とすることができる。</p>	
排水面積 (単位平方メートル)	<u>排水管内径（単位 ミリメートル）及び勾配</u>	排水面積 (単位平方メートル)	<u>排水管内径（単位 ミリメートル）</u>
(略)		(略)	
(除害施設の設置等の届出)		(除害施設の設置等の届出)	
<p>第8条 除害施設の新設等又は使用の方法を変更しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>		<p>第8条 除害施設の新設等又は使用の方法を変更しようとする者は、あらかじめ、<u>次の各号</u>に掲げる事項を、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	
(排水設備工事店の指定)		(排水設備工事店の指定)	
<p>第11条 排水設備の新設等の工事は、排水設備工事に関し技能を有する者として市長が認め、登録した者（以下「責任技術者」という。）として規則で定めるところにより、市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ施行してはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の</u></p>		<p>第11条 排水設備の新設等の工事は、排水設備工事に関し技能を有する者として市長が認め、登録した者（以下「責任技術者」という。）<u>が専属する工事業者</u>として規則で定めるところにより、市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ施行してはならない。</p>	

改正後	改正前
<p><u>市町村等の指定を受けた者（以下「他市町村等指定事業者」という。）に工事を行わせる必要があると認めるときはこの限りでない。</u></p> <p>（指定工事店の指定基準）</p> <p>第12条 指定工事店の指定基準は、次に掲げる要件に適合している工事業者とする。</p> <p>（1） <u>責任技術者を1名以上選任していること。</u></p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>2 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する工事業者は、前項の規定にかかわらず指定工事店の指定を受けることができない。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（指定工事店の責務）</p> <p>第13条 指定工事店は、法令又は条例等その他市長が定めるところに従い、排水設備の新設等の工事の施行に当たらなければならない。<u>この場合において、第11条ただし書の規定により他市町村等指定事業者が排水設備の新設等の工事を施行するときも、同様とする。</u></p> <p>（指定工事店の指定の停止又は取消し）</p> <p>第14条 市長は、指定工事店が次の各号の<u>いずれかに</u>該当したときは、1年を超えない範囲内において指定を停止、又は指定を取り消すことができる。</p>	<p>（指定工事店の指定基準）</p> <p>第12条 指定工事店の指定基準は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とする。</p> <p>（1） <u>責任技術者が1名以上専属していること。</u></p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>2 次の各号の<u>一に</u>該当する工事業者は、前項の規定にかかわらず指定工事店の指定を受けることができない。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（指定工事店の責務）</p> <p>第13条 指定工事店は、法令又は条例等その他市長が定めるところに従い、排水設備の新設等の工事の施行に当たらなければならない。</p> <p>（指定工事店の指定の停止又は取消し）</p> <p>第14条 市長は、指定工事店が次の各号の<u>一に</u>該当したときは、1年を超えない範囲内において指定を停止、又は指定を取り消すことができる。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第12条第1項に定める指定基準の要件を欠くに至ったとき又は同条第2項に定める欠格事項に該当したとき。</p> <p>(責任技術者の責務)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>市長は、</u>第12条第1項に定める指定基準の要件を欠くに至ったとき又は同条第2項に定める欠格事項に該当したとき。</p> <p>(責任技術者の責務)</p> <p>第16条 (略)</p>
<p>(責任技術者の登録の停止又は取消し)</p> <p>第17条 市長は、責任技術者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当したときは、1年を超えない範囲内において登録を停止又は取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(責任技術者の登録の停止又は取消し)</p> <p>第17条 市長は、責任技術者が次の各号の<u>一に</u>該当したときは、1年を超えない範囲内において登録を停止又は取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(水質管理責任者の選任等)</p> <p>第19条 特定施設を設置して公共下水道を使用する者及び第24条の規定により除害施設を設け、又は必要な措置をしている者(市長の定めるものを除く。)は、法又はこの条例の規定により排除を制限される水質の下水を排除しないために必要な業務に従事する水質管理責任者を選任し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。<u>この場合において、</u>これを変更した場合も同様とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(水質管理責任者の選任等)</p> <p>第19条 特定施設を設置して公共下水道を使用する者及び第24条の規定により除害施設を設け、又は必要な措置をしている者(市長の定めるものを除く。)は、法又はこの条例の規定により排除を制限される水質の下水を排除しないために必要な業務に従事する水質管理責任者を選任し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。これを変更した場合も同様とする。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(代理人等の選定)</p> <p>第27条 市長は、義務者又は使用者（以下「義務者等」という。）が、市内に居住しない場合、必要があると認めたときは、義務者等に対し、市内に居住する者のうちから代理人を選定させ、これを届け出させることができる。<u>この場合において、</u>代理人を変更した場合も、また同様とする。</p> <p>2 使用者が排水設備を共用する場合は、市内に居住する者のうちから管理人を選定し、市長に届け出なければならない。<u>この場合において、</u>管理人を変更した場合も、また同様とする。</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第29条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して、市長に提出しなければならない。<u>この場合において、</u>許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 <u>前項の検査に合格したときは、市長は、当該排水設備の新設等を行った者に対し、排水設備工事検査済証を交付するものとする。</u></p> <p>(代理人等の選定)</p> <p>第27条 市長は、義務者又は使用者（以下「義務者等」という。）が、市内に居住しない場合、必要があると認めたときは、義務者等に対し、市内に居住する者のうちから代理人を選定させ、これを届け出させることができる。代理人を変更した場合も、また同様とする。</p> <p>2 使用者が排水設備を共用する場合は、市内に居住する者のうちから管理人を選定し、市長に届け出なければならない。管理人を変更した場合も、また同様とする。</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第29条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に<u>次の各号</u>に掲げる図面を添付して、市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(占有の許可)</p> <p>第29条の3 公共下水道の敷地又は公共下水道の排水施設に物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は公共下水道の排水施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。<u>この場合において、許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、占有物件の設置について法第24条第1項の規定による許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可があったものとみなす。</u></p>	<p>(占有の許可)</p> <p>第29条の3 公共下水道の敷地又は公共下水道の排水施設に物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は公共下水道の排水施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。<u>許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の規定による許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可があったものとみなす。</u></p>
<p>(占有料及び占有料の減免)</p> <p>第29条の5 市長は、第29条の3の規定により許可を受けた者(同条第2項の規定により占有の許可があったものとみなされる者を含む。以下「占有者」という。)から次項又は第3項に規定する占有料を徴収することができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(占有料の不還付)</p> <p>第29条の6 既に徴収した占有料は、還付しない。ただし、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、市長は既に納めた占有料を還付することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(占有料及び占有料の減免)</p> <p>第29条の5 市長は、第29条の3の規定により許可を受けた者(第29条の3<u>ただし書</u>の規定により占有の許可があったものとみなされる者を含む。以下「占有者」という。)から次項又は第3項に規定する占有料を徴収することができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(占有料の不還付)</p> <p>第29条の6 既に徴収した占有料は、還付しない。ただし、次の各号の<u>一に</u>該当するときは、市長は既に納めた占有料を還付することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第31条 次に掲げる者は、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第8条第1項若しくは第2項、第10条第2項、<u>第20条</u>、第21条又は第26条の規定による届出を怠った者</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 第7条第1項若しくは第2項又は第29条第1項の規定による申請書又は書類、第8条第1項若しくは第2項、第10条第2項、<u>第20条</u>、第21条又は第26条の規定による届出書に、不実の記載をして提出した者</p>	<p>(罰則)</p> <p>第31条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第8条第1項若しくは第2項、第10条第2項、<u>第20条第1項</u>、第21条又は第26条の規定による届出を怠った者</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 第7条第1項若しくは第2項又は第29条第1項の規定による申請書又は書類、第8条第1項若しくは第2項、第10条第2項、<u>第20条第1項</u>、第21条又は第26条の規定による届出書に、不実の記載をして提出した者</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合において、排水設備工事の適正な実施を図ること等に伴う所要の改正を行うため。

議案第 19 号

狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市学校給食費の徴収に関する条例（令和元年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第5条の規定にかかわらず、市長は、<u>当分の間</u>、学校給食を受ける児童等に係る学校給食費を徴収しないものとする。<u>ただし、次の各号に該当する給付に相当する部分に係る学校給食費については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助のうち同条第3号に規定する学校給食費に関する給付</u></p> <p>(2) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に規定する援助のうち学校給食費に関する給付</u></p> <p>(3) <u>狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則（平成28年教育委員会規則第6号）の規定する特別支援教育就学奨励費のうち生徒に対する学校給食費に関する給付</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第5条の規定にかかわらず、市長は、<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する学校給食</u>を受ける児童等に係る学校給食費を徴収しないものとする。</p>

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

児童・生徒の学校給食費を無償化することに伴う所要の改正を行うため。

議案第 20 号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和8年度分及び令和9年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和6年度分及び令和7年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳</p>

改正後	改正前
<p>に基づく人口による。</p> <p>」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <div data-bbox="215 480 1097 555" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div> <p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p> <div data-bbox="215 667 1097 742" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、<u>令和8年4月1日現在の東京都の条例</u>で定める割合で算定された額とする。</p> <p>」</p> <p>とする。</p>	<p>に基づく人口による。</p> <p>」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <div data-bbox="1151 480 2033 555" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div> <p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p> <div data-bbox="1151 667 2033 742" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、<u>令和6年4月1日現在の東京都の条例</u>で定める割合で算定された額とする。</p> <p>」</p> <p>とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以後の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

提案理由

令和8年度分及び令和9年度分の後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から負担金として支弁するよう規約を変更するため。